

函館工業高等専門学校技術教育支援センター規程

平成20年1月17日

函高専達第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第12条及び函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織等規程（平成7年函高専達第11号）第15条第2項の規定に基づき、本校技術教育支援センター（以下「センター」という。）の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本校における教育研究支援体制の充実に資するため、技術に関する専門的業務を円滑かつ効果的に遂行することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 技術長
 - 二 技術専門職員
 - 三 技術職員（建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する事務を担当する技術職員
その他これに準ずる技術職員を除く。）
- 2 前項に規定するもののほか、センターに、技術専門員を置くことができる。
 - 3 センターに、機械技術班、情報システム技術班及び分析・環境技術班を置く。
 - 4 センターは、各業務支援先に所属の職員を派遣して、業務を行わせるものとする。

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置き、教授のうちから校長が指名する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を総括する。

(副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置き、技術長をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センターにおける所管業務を掌理し、必要な連絡調整を行う。

(班長及び班員)

第6条 センターの各班に班長を置き、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

2 前項の班長のもとに、班員を置き、技術専門職員又は技術職員をもって充てる。

(特命事項担当)

第7条 センターに、各班に所属しないで、副センター長からの特命事項を担当する者を置くことができる。

(業務等)

第8条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 本科及び専攻科の教育・研究に関する技術支援
- 二 実習工場、学術情報教育センター及びその他学内共同利用施設等の教育・研究並びに管理・運用に関する支援
- 三 地域共同テクノセンターの教育・研究及び管理・運用並びに企業等と共同で行う事業等に関する支援
- 四 センターの管理運営に関すること
- 五 その他、副センター長が特に必要と認めた技術に関する業務

(管理運営)

第9条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

(庶務)

第10条 センターに関する事務は、センターで処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの組織等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日函高専達第38号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会規程(平成20年1月17日函高専第18号)は廃止する。

附 則 (平成30年3月12日函高専達第94号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月9日函高専達第14号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。